

平成24年8月
消費者庁

消費者安全法の一部を改正する法律(概要)

消費者の財産被害に係るすき間事案への行政措置の導入

経緯

【消費者安全法 附則(抄)】

2 政府は、この法律の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、**消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲**について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

概要

①事業者に対する措置

(「すき間事案」の場合)
(被害の発生・拡大防止を図るために実施し得る他の法律に基づく措置がない場合
(例)実態のない利用権の取引、換金困難な外国通貨の取引 等

○措置の要件:「多数消費者財産被害事態」(消費者に重大な財産被害を生じさせる事態)

取引の分野の「消費者事故等」(※1)のうち、
消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって
事業者が示す内容・取引条件と実際のものが著しく異なる取引など(※2)が行われることにより、
多数の消費者の財産に被害を生じさせ又は生じさせるおそれのある事態

(※1)不実のことを告げること、故意に事実を告げないこと等が事業者により行われた事態
(※2)そのほか政令で定める取引

○措置の内容:事業者に対して、内閣総理大臣が措置

- ・被害を生じさせている取引の取りやめその他必要な措置を**勧告**
- ・勧告に正当な理由なく従わない場合、勧告に従う旨を**命令**(命令違反に対しては罰則)

②関係機関等への情報提供

被害の発生・拡大の防止に資する情報を、内閣総理大臣が**関係機関等へ提供**
(例)消費者庁が犯罪利用預金口座等を発見した場合、いわゆる**振り込め詐欺救済法**に基づく**口座の凍結**のため、金融機関に対し、必要な協力を行った上で情報提供
【「すき間事案」への勧告・命令のイメージ】

